

【表紙】

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 2020年3月30日                       |
| 【会社名】      | ピジョン株式会社                         |
| 【英訳名】      | PIGEON CORPORATION               |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 北澤 憲政                    |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋久松町4番4号                 |
| 【電話番号】     | 03(3661)4200(大代表)                |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員 経営戦略本部長 田窪 伸郎               |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋久松町4番4号                 |
| 【電話番号】     | 03(3661)4369                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 執行役員 経営戦略本部長 田窪 伸郎               |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

当社は、2020年3月27日開催の当社第63期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
 2020年3月27日

(2) 当該決議事項の内容  
 第1号議案 剰余金処分の件  
 期末配当に関する事項  
 配当財産の種類  
 金銭  
 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
 当社普通株式1株につき35円  
 配当総額4,191,623,100円  
 剰余金の配当が効力を生じる日  
 2020年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件  
 当社の定款の一部を以下のとおり変更する。

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（取締役の員数）<br/>                     当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p>第27条（<u>社外取締役の責任限定契約</u>）</p> <p>（新設）</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第35条（<u>社外監査役の責任限定契約</u>）</p> <p>（新設）</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条（取締役の員数）<br/>                     当社の取締役は、<u>13名以内</u>とする。</p> <p>第27条（<u>取締役の責任免除</u>）</p> <p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める範囲内で免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第35条（<u>監査役の責任免除</u>）</p> <p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める範囲内で免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p> |

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役として、仲田洋一、山下茂、北澤憲政、赤松栄治、板倉正、倉知康典、Kevin Vyse-Peacock、新田孝之、鳩山玲人、岡田英理香、林千晶および山口絵理子の12氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、松永勉氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項                      | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件 | 決議の結果および<br>賛成割合(%) |
|---------------------------|------------|------------|------------|------|---------------------|
| 第1号議案<br>剰余金処分の件          | 1,009,611  | 242        | 0          | (注)1 | 可決 99.82            |
| 第2号議案<br>定款一部変更の件         | 996,406    | 3,524      | 9,923      | (注)2 | 可決 98.52            |
| 第3号議案<br>取締役12名選任の件       |            |            |            |      |                     |
| 仲田洋一                      | 1,007,525  | 2,236      | 86         | (注)3 | 可決 99.62            |
| 山下茂                       | 1,007,616  | 2,145      | 86         |      | 可決 99.63            |
| 北澤憲政                      | 1,007,369  | 2,388      | 86         |      | 可決 99.60            |
| 赤松栄治                      | 1,007,629  | 2,132      | 86         |      | 可決 99.63            |
| 板倉正                       | 1,007,629  | 2,132      | 86         |      | 可決 99.63            |
| 倉知康典                      | 1,007,653  | 2,108      | 86         |      | 可決 99.63            |
| Kevin Vyse-Peacock        | 1,007,627  | 2,134      | 86         |      | 可決 99.63            |
| 新田孝之                      | 1,009,313  | 537        | 0          |      | 可決 99.80            |
| 鳩山玲人                      | 1,009,254  | 596        | 0          |      | 可決 99.79            |
| 岡田英理香                     | 1,009,262  | 588        | 0          |      | 可決 99.79            |
| 林千晶                       | 1,009,344  | 506        | 0          |      | 可決 99.80            |
| 山口絵理子                     | 1,009,349  | 501        | 0          |      | 可決 99.80            |
| 第4号議案<br>監査役1名選任の件<br>松永勉 | 928,757    | 80,983     | 108        | (注)3 | 可決 91.83            |

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上